

## 高山市こども計画の策定について

### 1. 計画策定の趣旨

市では、平成17年度より「子どもにやさしいまちづくり計画」に基づき、関連分野を含めた幅広い視点を持ち、各種の子育て支援や相談体制の充実に取り組んできた。令和5年度実施の市民アンケートでは「こどもが健やかに育つ環境が整っている」と答えた市民は約6割、「このまちが好き」と答えた小中学生は9割超となるなど、一定の成果が現れている。

一方、人口減少や少子高齢化、核家族化などの進行により、地域のつながりの希薄化や子育ての孤立化、担い手不足など、社会情勢や人々の価値観が大きく変容するなかで、より複雑で重層的な課題への対応が求められている。

令和6年度末の現行計画の終了に伴い、これらの環境変化に適切に対応するとともに、こどもや若者をまちづくりの中心に捉えた取組みを総合的に推進し、まちに暮らす全ての人の幸福や将来の希望につなぐことを目指し、新たに「こども計画」を策定する。

### 2. 計画の位置付け

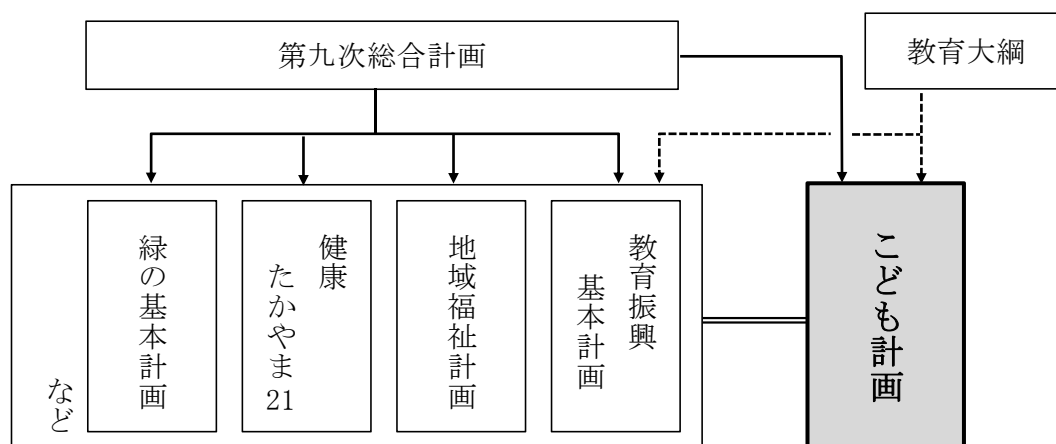
#### (1)各種法令との関係

現行計画は、3つの法令に基づく計画に位置付けてきたが、新計画においては、国の「こども大綱」や岐阜県の「こども計画」との整合を図り、下表のとおり「こども基本法」など6つの法令に基づく計画とする。

| 各種法令に基づく計画                  | 現行計画 | 新計画 |
|-----------------------------|------|-----|
| 「こども基本法」に基づく推進計画            | —    | ○   |
| 「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画      | ○    |     |
| 「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画        |      |     |
| 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく対策計画 |      |     |
| 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく支援計画     | —    |     |
| 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく自立促進計画  | —    |     |

## (2)市の各種計画との関係

現行計画に引き続き、第九次総合計画や教育振興基本計画、その他の関連計画などとの整合を図りつつ、総合的にこども施策を推進することとする。



## 3. 現状と課題

### (1)社会情勢の変化と本市の現状

4期（20年）にわたり、現行計画に基づく様々な子育て支援策に取り組んできたが、人口減少や少子高齢化などにより、様々な分野の担い手不足や経済活力の低下、地域資源の次代への継承が難しくなるなど、大きな課題となっている。

市民意見を踏まえて「こどもの遊び場」の整備を進めており、ニーズに応じた再配置などについて引き続き検討する必要があるほか、全てのこどもが安心して他者との関わりのなかで成長できるような「居場所づくり」の取り組みへの期待が高まっている。

出産祝金や進学準備金の支給、多子世帯の保育料無償化、産後ケアや伴走型支援など子育てにかかる様々な負担軽減を図っており、引き続きニーズに即したきめ細かな支援の充実により「安心してこどもを生み育てられる環境」を整える必要がある。

虐待や不適切な養育、生活困窮、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど支援が必要なこどもや妊産婦、子育て世帯に適切に対応するため、関係機関、民間事業者などとの緊密な連携のもと、ライフステージに応じた「切れ目のない支援」に取り組んでいく必要がある。

〔参考〕現行計画の成果と課題、今度の方向性

別紙1

### (2)国・県の動向

国においては、令和5年4月の「こども家庭庁」の創設や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の決定をはじめ、国を挙げた取り組みがすすめられている。

岐阜県においては、令和7年3月の「県こども計画」の策定がすすめられており、市では、「こども大綱」や「県こども計画」を勘案した「市こども計画」を定め、こどもに関する施策を総合的に推進していく必要がある。

#### 4. 計画の概要

##### (1)計画名称と基本目標

①計画名称：高山市こども未来計画

②基本目標：笑顔あふれるこどもを育み 未来につなぐ

こどもや若者に関する取組みを地域社会のまんなかに据え、まちぐるみで笑顔のこどもを育むことにより、家庭の幸福、やがてはまちに暮らす全ての人の幸福へとつなげ、未来が明るく広がるような、まちを挙げた取組を進める。

##### (2)計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

##### (3)計画の主な対象年齢

別紙2

出生前からのこども、若者

##### (4)計画の対象範囲

こども施策は、こども・保護者の支援、家庭や社会的養育環境の整備、その他こどもに関する施策、一体的に講ずべき施策と定義され、広範な分野を指す（こども基本法）

##### (5)基本姿勢（重視すべき視点）

別紙3

これまでの課題や「こども大綱」などを踏まえ、5つの重視すべき視点を設定

①こどもの権利擁護

②こどもの意見反映

③こどもの最善の利益を優先

④こどもを切れ目なく支援

⑤こどもをまちぐるみで育成

##### (6)計画の体系（基本施策）

別紙4

##### (7)主な取組み

別紙5

#### 5. スケジュール

令和7年 2月 子どもにやさしいまちづくり推進委員会協議（3回目）

3月 策定、公表

子どもにやさしいまちづくり計画(R2～6)

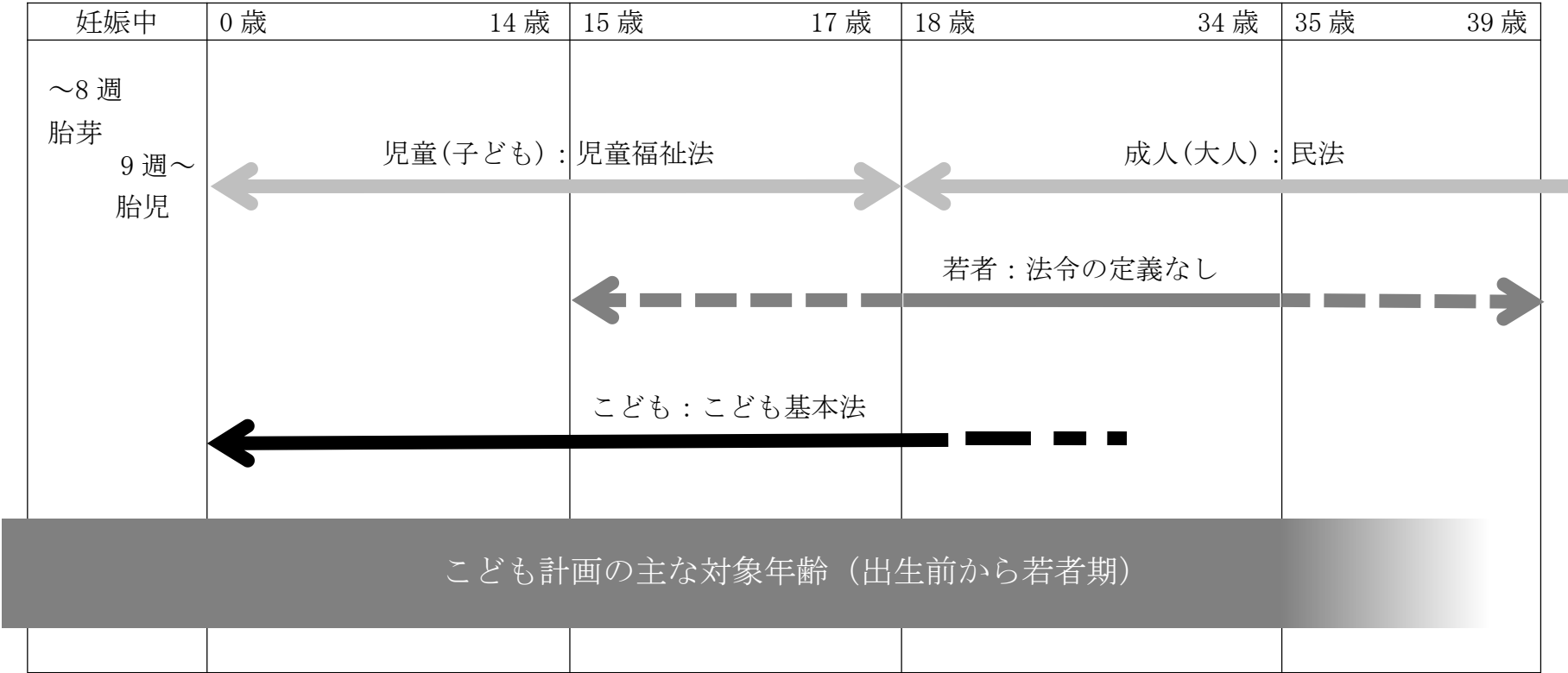
| 基本理念                      | 基本目標                        | 基本施策              | 施策内容                                                   | 主な成果                                                                                                                                                                                                                                        | 課題、今後の方向性                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子どもがやさしきにつつまれ<br>健やかに育つまち | 1.安心して子どもを生み、育てることができるまちづくり | 1.妊娠期からの途切れない支援   | 1.妊産婦支援の充実<br>2.乳幼児期の子育て支援サービスの提供<br>3.発育に関する相談支援の充実   | ○産後ケア事業や助産師相談など、妊産婦に対する支援の充実を図り、妊娠期から途切れない伴走型支援を進めた。<br>○乳幼児健診など母子保健事業、子育て支援センターやつどいの広場における学習・体験事業などを通じ、こどもの健全な育成と保護者の学びを深める家庭教育を推進した。<br>○令和6年度から児童福祉と母子保健を一体化した「こども家庭センター」へと移行し、教育主事を兼務とするなど支援体制の強化を図った。                                  | ○核家族の増加、価値観の多様化、デジタルツールの普及などにより、育児やこどもの接し方に不安を感じる保護者に対し、個々に寄り添って支援していく必要がある。<br>○「こども家庭センター」を中心として、関係機関の一層の連携を図り、こどもが健全に育まれ、保護者が安心して子育てできるようサポートしていく必要がある。                                                   |
|                           |                             | 2.母子の健康保持・医療体制の充実 | 1.健康づくりの推進<br>2.医療体制の確保                                | ○従来からの妊産婦健診、乳幼児健診などに加え、新たに1か月児健診を導入し、母子の健康の保持増進に向けた取組みの充実を図った。<br>○支所地域の直営診療所、休日診療所を開設し、医療ニーズに適切に対応したほか、中核病院における施設や機器の整備に対する助成、医師確保に対する支援などにより地域医療の確保を図った。                                                                                  | ○産後うつや高血圧など、ハイリスクな妊産婦の健康維持が必要である。<br>○就学後、新たな環境への不適応を示し登校しにくいこども等が増加しているなか、医療や心のケアを含めた健診体制の充実を図り、支援が必要なこどもや家庭を丁寧にサポートしていく必要がある。<br>○県との役割分担と緊密な連携に基づき、安心できる医療体制の整備、医療アクセスの向上に向けた検討が必要である。                    |
|                           |                             | 3.保育環境等の充実        | 1.保育施設等の管理・運営<br>2.保育体制の確保                             | ○公立保育園の空調など施設整備、適切な保育サービスの提供を進めた。<br>○私立保育園の園舎、遊具などのハード整備、運営に対する助成を行い、ニーズに即した保育・幼児教育の環境整備を進めた。保育支援システムの導入による働き方改革、保育士確保プロモーションなどにより、保育の仕事の魅力PRや人材確保を図った。<br>○全ての通園バスに置き去り防止装置を整備し、運行マニュアルの徹底などソフト対策とともに事故防止に万全を期した。                         | ○中長期的な人口(保育ニーズ)推計に基づき、私立保育園や私立幼稚園なども含めた保育・幼児教育の受け皿のあるべき姿を描き、徐々に近づけていくといった取組みが必要である。<br>○安全で安心できる保育・幼児教育サービスの提供を図るため、引き続き、保育士・幼稚園教諭、看護師、調理員など人材の確保育成に努めていく必要がある。                                              |
|                           |                             | 4.保育サービスの充実       | 1.多様な保育サービスの提供                                         | ○公私立保育園における一時保育、延長保育、障がい児保育などの特別保育サービスを適切に提供し、きめ細かなニーズへの対応を進めた。<br>○病児保育事業やファミリーサポート事業(令和4年度開始、夜間保育事業を吸収)など、官民連携によるきめ細かな保育・託児サービスの提供と充実を進めた。<br>○子育て短期支援事業を実施し、里親にも委託可能とするほか保険に加入し、家庭に近い環境で、一人ひとりのこどもに寄り添って適切に養育できるような仕組みを整えた。              | ○令和8年度から全国で「誰でも通園制度」が開始されるため、必要な人がサービスを利用できるよう対応を進める必要がある。<br>○ファミリーサポート事業の実施スキーム、支所地域における会員確保などの課題を整理し、より良く持続可能なサービスへと見直しを検討する必要がある。<br>○就労する保護者の増加などニーズに対応した量の確保と質の向上、より使い易く見直すなどにより、子育てし易いまちづくりを進める必要がある。 |
|                           | 2.子どもが豊かに学び、健やかに育つまちづくり     | 1.遊び場や居場所の充実      | 1.放課後児童等の居場所づくり<br>2.子どもの遊び場の充実                        | ○放課後児童クラブを開設するとともに、支援員の確保や処遇改善に努め、こどもの健全育成と保護者の就労支援を進めた。<br>○児童センター、子育て支援センター、つどいの広場など屋内型の遊び場を提供し、保護者の悩み相談など丁寧な対応を進めた。<br>○モンデウスパークや市民プール(赤保木公園)などスポーツ施設の整備、原山市民公園への大型遊具の整備、木遊館サテライト施設に対する支援など遊び場の魅力向上を図った。                                 | ○放課後児童クラブの開設場所や支援員の確保、デジタル活用によるサービスの高度化、キャッシュレス化などの課題に対し、時代に即した見直しを検討する必要がある。<br>○魅力ある遊び場の充実を求める市民意見が多いため、高山駅西地区複合・多機能施設における「こどもの遊び場」の整備などを進めていく必要がある。<br>○民間主体による「こどもの居場所」づくりが進められており、官民が連携した取組みを検討する必要がある。 |
|                           |                             | 2.教育環境の充実         | 1.育成支援の充実<br>2.郷土教育の推進<br>3.様々な学習機会の提供<br>4.学校施設の管理・運営 | ○特色ある郷土教育、地域や事業所と連携したキャリア教育、タブレットなどを活用したICT教育、こども夢創造事業など、様々な学習機会の提供や探求活動の実施などにより、こどもが豊かに学び、健やかに育つまちづくりを進めた。<br>○学びの多様化教室「にじ色」、であい塾や各学校への「校内教育支援センター」の設置など、一人ひとりに寄り添った「学びの保障」を推進した。市内ではじめてとなる義務教育学校「荘川さくら学園」を整備し、地域の意向を踏まえた効果的な運営に向けた調整を進めた。 | ○大学活動の誘致や「村半」の活用、中間支援団体との連携による自主活動に対する支援など、若者が活動し易く、まちに誇りと愛着を持てるような取組みを強化していく必要がある。<br>○校舎や屋内運動場の長寿命化など学校施設の計画的な改修整備、地域の意向を踏まえた義務教育学校への移行に向けた調整などを推進する必要がある。                                                 |

※次頁へつづく

子どもにやさしいまちづくり計画(R2～6)

| 基本理念                      | 基本目標                           | 基本施策                | 施策内容                               | 主な成果                                                                                                                                                                                                                                  | 課題、今後の方向性                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------|--------------------------------|---------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子どもがやさしきにつつまれ<br>健やかに育つまち | 3.みんなで子育て世代を支え合う、愛情につつまれたまちづくり | 1.子どもの権利の擁護         | 1.権利の保障                            | ○「要保護児童等対策協議会」を中心に関係機関が連携を図り、こどもの権利を尊重した適切な対応を進めた。<br>○児童生徒に対するアンケートやSOSダイヤルの設置、アドバイザーの配置などいじめ防止に全力で取組むほか、「児童生徒等の重大事態調査委員会」を設置し、事実関係の明確化や再発防止に向けた取組みを調査検証できる体制を整えた。<br>○講演会の開催、通信やリーフレットの配付など、人権擁護に関する啓発活動を推進した。                      | ○令和6年度から「こども家庭センター」に移行し、体制を強化したが、情報管理の効率性や迅速化など課題への対応が必要である。<br>○「こども基本法」や「こども大綱」の整備も踏まえ、様々なチャンネルによりこどもの権利の周知啓発を図るとともに、こどもの意見聴取や反映の仕組みづくりなどを進める必要がある。<br>○ヤングケアラーなど支援の必要なこどもの早期発見、早期支援が必要である。                              |
|                           |                                | 2.子育ての不安や負担の軽減      | 1.安心して暮らせる子育て支援体制の充実<br>2.経済的負担の軽減 | ○こども医療費の高校生までの拡大、学校給食費の1/3助成をはじめ、子育て支援金、第2子以降出産祝い金、福祉サービスの利用に対する助成など、きめ細かな子育てにかかる経済負担の軽減を行い、こどもを生み育てやすいまちづくりを進めた。<br>○困りを抱えたこどもへの各種福祉サービスの提供や発達検査、CLM等を活用したスタッフ支援をはじめ、新たに保護者がこどもとの関わりを学ぶペアレントトレーニングを実施した。                             | ○各種の制度やサービス、施設などの利用を容易にすることにより効果を高めるほか、こどもや家庭が地域に支えられているという意識醸成に繋げていく必要がある。<br>○国による児童手当の拡充を含めて経済支援の充実を進めているが、経済的な不安を訴える声は依然として大きく、きめ細かな支援や現物給付など、こども家庭の安心に繋がる取組みを検討する必要がある。                                               |
|                           |                                | 3.ワーク・ライフ・バランスの推進   | 1.子育てと就労等の両立支援<br>2.育児参加の促進        | ○働き方改革セミナーの開催、「男女共同参画基本計画」に基づく講座や講演会、パネル展の開催、広報誌などを通じたワークライフバランスの普及啓発を推進した。<br>○事業所内託児施設の運営、院内保育所の運営に対する助成など、官民連携による子育て中の労働者が働きやすい環境整備を図った。<br>○妊婦(父親)教室の開催、子育て支援センターでの乳幼児とパパを対象としたイベントの開催など、両性による子育ての促進を図った。                         | ○市が行った子育て世帯のアンケート調査(5年毎)では、男性の長時間労働、家庭での子育ての担い手の女性への偏重(いわゆるワンオペ)の状況が改めて浮き彫りとなった。性差による固定的な役割分担意識の解消といった面では課題が大きく、働き方の改革、育児休暇の取得促進など実効性ある取組みが必要である。<br>○若い世代が結婚やこどもを持つ夢を実現し、将来に希望を持てるような職場環境や周囲が子育て家庭を温かくサポートできる意識の醸成が必要である。 |
|                           |                                | 4.地域社会で支え合う子育ての推進   | 1.地域と協働した子育て支援                     | ○各地域のまちづくり協議会に支援員を配置し、居場所や学習支援など、地域と一体となった活動を進めた。市民活動団体の登録・支援制度により、特色ある活動が担われるような環境を整え、地域社会が子育て家庭を支え合えるようなまちづくりを推進した。<br>○子育てサークルによる自主活動に対する助成を行い、多くのこども、子育て当事者が様々な体験や学び、交流の機会を持てるようにした。<br>○つどいの広場に子育てコーディネーターを配置し、気軽に相談や交流できるようにした。 | ○地域ごとに程度の差などはあるが、全体としてこどもを育てる家庭、地域住民ともに減少しており、様々な活動の継続が難しくなっている。特色や資源を活かした地域活力の維持向上に向けた取組み、担い手となる人材確保、持続可能な姿の実現に向けた官民一体となった取組みが必要である。                                                                                      |
|                           |                                | 5.安全・安心・快適なまちづくりの推進 | 1.安全対策の充実<br>2.快適なまちづくりの推進         | ○防犯灯や通学路照明の整備、通学路の安全対策、交通安全教室など、児童生徒ができるだけ事故などに合わないような環境整備を進めた。<br>。PTAや地域との連携による見守り活動(スクールサポーター)、こども110番の家の周知など、地域と連携した安全対策を進めた。<br>○メール一斉送信やアプリによるお知らせ機能を活用し、小中学生や園児の保護者に対し、気象警報やクマ情報、不審者情報など注意喚起を行った。                              | ○大規模な震災、気候変動に伴う豪雨災害などでは大きな被害が予想されるため、市民活動団体などと連携した防災教育を一層推進していく必要がある。<br>○民間施設のバリアフリー化(子育て支援施設の整備を含む)に対し支援しているが、利用条件や認知度の向上に課題があり、官民連携による安心で快適なまちづくりの推進に向けた見直しを検討する必要がある。                                                  |

こども計画の主な対象年齢



児童福祉法において、「児童（子ども）とは 18 歳に満たない者」と定義され、年齢による支援の切れ目が課題だったが、こども基本法では、「こどもとは心身の発達過程にある者」と定義され、個に応じた切れ目のない支援が可能となった。

「若者」は法令に基づく明確な定義はないが、思春期の 15 歳位から、青年期の 35 歳位まで、施策によってはポスト青年期の 40 歳位までを指す場合があるとされる。（こども大綱など）

| 高山市                                                                                                                                                                                                               |                                                           | 国     | 国      | 世界       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-------|--------|----------|
| 課題、考え方                                                                                                                                                                                                            | こども計画                                                     | こども大綱 | こども基本法 | 子どもの権利条約 |
|                                                                                                                                                                                                                   | 基本姿勢                                                      | 基本方針  | 基本理念   | 4つの原則    |
| ○現行計画でも「子どもの権利の擁護」として力を入れて取り組んできた。ヤングケアラー、ネットいじめなど新たな視点や課題も注目されるなか、改めてこどもの権利を基軸に据えて、すべての取組みを推進していくことが求められる。                                                                                                       | <b>①こどもの権利擁護</b><br>こどもや若者の権利を保障し、多様な人格と個性の尊重を基本に進める。     | ○     | ○      | ○        |
| ○現行計画でも5年毎のアンケートなどにより、こどもの意見を聴取してきた。より良い未来のためにも、直接対話や結果のフィードバックなど、こどもが地域社会に主体的に参画できる環境づくりが求められる。                                                                                                                  | <b>②こどもの意見反映</b><br>こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら共に進める。     | ○     | ○      | ○        |
| ○現行計画でも「子育ての不安や負担の軽減」として、親による子育てを様々なサポートするといった子育て支援に取り組んできた。「こどもまんなか」の考え方に基づき、過去からの仕組みの見直し、新たな仕組みの創設などが求められる。                                                                                                     | <b>③こどもの最善の利益を優先</b><br>こどもや若者にとって、最も良いことであるかを常に考慮しつつ進める。 | ○     | ○      | ○        |
| ○現行計画でも「妊娠期からの途切れのない支援」として、ライフステージに応じた関係機関の連携による取組みをすすめてきた。不登校のこども、高校中退者など十分支援が届きにくい層などに対し、一層の取組みが求められる。                                                                                                          | <b>④こどもを切れ目なく支援</b><br>こどもや若者のライフステージに即して、切れ目ないサポートを進める。  | ○     |        |          |
| ○現行計画でも「地域社会で支え合う子育ての推進」として、地域と協働して子育て環境整備をすすめてきた。アンケート調査（5年毎）からは、性別による固定的な役割分担意識が根強く、男性の長時間労働も相まって女性に家事育児の負担が偏重する（結果、少子化に結び付く）状況が、改めて浮き彫りとなった。<br>○性別に関わらず家事育児を担うことは勿論、職場をはじめ、これまで以上に地域全体でこどもの育ちを支える環境づくりが求められる。 | <b>⑤こどもをまちぐるみで育成</b><br>こどもや若者の育ちを、家庭、地域が連携のもと、面的な支援を進める。 | ○     | ○      | ○        |

| 基本施策（取組みの柱）               |                           |  | 各種法令に基づく計画との対応関係                                                |
|---------------------------|---------------------------|--|-----------------------------------------------------------------|
| 1. こども家庭の「心身の健康」の推進       |                           |  | ※「こども基本法」に基づく推進計画、「次世代育支援対策推進法」に基づく行動計画はほぼ全体                    |
| (1) こどもの心と身体を健全に育む環境整備の推進 |                           |  |                                                                 |
|                           | ①魅力的なこどもの遊び場の創出と活用の推進     |  |                                                                 |
|                           | ②こどものライフステージに応じた居場所づくりの推進 |  |                                                                 |
| (2) こどもと家庭の健康維持を図る伴走支援の推進 |                           |  |                                                                 |
| (3) こどもが適切に受診できる医療体制確保の推進 |                           |  |                                                                 |
| 2. こども家庭への「豊かな日常」の提供      |                           |  | 「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画に相当                                         |
| (1) 安心して生み育てられるこども家庭支援の提供 |                           |  |                                                                 |
|                           | ①各種給付や負担軽減など経済的支援の提供      |  |                                                                 |
|                           | ②ニーズに応じたきめ細かな託児・支援サービスの提供 |  |                                                                 |
| (2) 家庭の就労や育ちを支える保育サービスの提供 |                           |  |                                                                 |
| (3) 学校や家庭、地域での豊かな学びや体験の提供 |                           |  | 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく支援計画に相当                                      |
| (4) 若者が夢や誇りを持ち活動できる環境等の提供 |                           |  |                                                                 |
|                           | ①若者の地元愛が育まれ活動が活性化する支援等の提供 |  |                                                                 |
|                           | ②若者の結婚や定住の後押しとなる様々な環境等の提供 |  |                                                                 |
| 3. 「誰も取り残さない」こども家庭への支援    |                           |  | 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく対策計画に相当<br>「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく自立促進計画に相当 |
| (1) 困難を抱えるこども家庭への切れ目のない支援 |                           |  |                                                                 |
|                           | ①こどもへの虐待防止、悩みや不安の解消に向けた支援 |  |                                                                 |
|                           | ②こどもの発達に向けた個に応じた適切な支援     |  |                                                                 |
|                           | ③経済的に困窮するこどもや家庭に対する支援     |  |                                                                 |
| (2) ひとり親家庭の自立促進に向けた積極的な支援 |                           |  |                                                                 |
| (3) 多様性を有するこども家庭への温もりある支援 |                           |  |                                                                 |
| 4. こどもの「権利擁護」の周知啓発        |                           |  |                                                                 |
| 5. こどもの「意見反映」と参画促進        |                           |  |                                                                 |
| 6. 「官民連携」によるこども家庭の施策推進    |                           |  |                                                                 |

〔参考〕「子ども・子育て支援法」に基づく保育など各サービスのニーズ量（提供方法）の推計は、別添資料として巻末に追加



| 取組みの柱                                                                                        | 現状・課題                                                                                                                                                                                                           |                                                                                   | 取組みの方向性（◎新規、○拡充） |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1. こども家庭の「心身の健康」の推進                                                                          |                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                   |                  |
|                                                                                              | (1) こどもの心と身体を健全に育む環境整備の推進                                                                                                                                                                                       |                                                                                   |                  |
|                                                                                              | ①魅力的なこどもの遊び場の創出と活用の推進                                                                                                                                                                                           |                                                                                   |                  |
|                                                                                              | ・市民プール・赤保木公園、木遊館サテライト施設、原山市民公園など整備や活用が進みつつあるが、「市内の遊び場は、他都市の施設などと比較して魅力が低い」といった市民意見は非常に多い。<br>・児童センター、児童館など室内施設の多くは、施設や遊具が老朽化する、駐車場が遠いなどハード的な魅力が低くなっている。<br>・天候や気温に関わらず、身体を使って遊ぶことのできる施設が少ない。                    | ○屋内外の「こどもの遊び場」の魅力向上のための施設整備と活用促進により、楽しく、健やかにこどもが育つための環境の創出、地域への誇りと愛着の醸成を図る。       |                  |
|                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                 | ○公園やまちかどスポットの再整備などにより、こどもの遊び場や憩いの場の充実を図る。                                         |                  |
|                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                 | ○幼少期から大人まで世代に応じた木育・森林環境教育により、森林に対して責任ある行動をとることができる人づくりをすすめる。                      |                  |
|                                                                                              | ②こどものライフステージに応じた居場所づくりの推進                                                                                                                                                                                       |                                                                                   |                  |
|                                                                                              | ・全国的に不登校児童生徒が増加、当市も同様の傾向にあり、「であい塾」や「にじ色」、「校内教育支援センター（校内の居場所）」が提供されている。<br>・民間の「こどもの居場所」が開設されているが、事業（経済）性に課題があるなど、継続が難しい状態にある。                                                                                   | ○こどもが安心して自分らしく過ごすことのできる「居場所」を持てるよう、官民連携による環境整備と利用促進により、誰一人取り残さない地域づくりをすすめる。       |                  |
|                                                                                              | ・市内で5か所程度のこども食堂・こども宅食が営まれている。（まち協が夏休みのみ実施などを除く）<br>・市の支援について、1食あたりの上限単価なし、双方の事務が煩雑、衛生管理、企業協賛の仕組みなど複合的な課題がある。                                                                                                    | ○実施団体の負担軽減など課題を整理し、市内におけるこども食堂等の取組みの活性化に向けた見直しをすすめる。                              |                  |
|                                                                                              | ・放課後児童クラブでは、利用料やおやつ代など現金で収受するほか、「すぐー」による一斉配信を除き、昔ながらのアナログで運用している。                                                                                                                                               | ◎放課後児童クラブでのDX推進により、保護者などの負担軽減やサービス向上、こどもの健全育成のための環境整備をすすめる。                       |                  |
|                                                                                              | (2) こどもと家庭の健康維持を図る伴走支援の推進                                                                                                                                                                                       |                                                                                   |                  |
| ・子育てに悩む妊産婦から、専門職や他の妊産婦と関われる機会や場面の充実が求められている。                                                 | ○安心して出産や子育てに臨めるよう、専門職や保護者同士などの交流機会の充実を図る。                                                                                                                                                                       |                                                                                   |                  |
| ・生涯にわたる健康づくりの基盤となる胎児期からの健全な育ちを支えるための妊産婦等の学びの場が必要である。<br>・学校や社会生活において、うまく適応できないこども、若者が増加している。 | ○胎児期から成人期までの切れ目のない健診や支援により、生活習慣病や社会生活 への不適応を予防し、心身の健康増進を図る。<br>○保護者や支援者への発達段階に応じた適切な対応や方法を学ぶ場の提供により、こどもの健全な成長や発達支援をすすめる。                                                                                        |                                                                                   |                  |
| ・妊娠期の心身の不調は、将来的な自身の健康状態や子育てにも影響があるため、早期のケアが求められる。                                            | ○相談体制の充実などにより、こころの健康の保持と増進を図る。                                                                                                                                                                                  |                                                                                   |                  |
| ・紙媒体と併用するアプリ「母子モ」を利用しているが、情報システムの標準化に伴い、自治体の垣根を越えたデータ連携が容易になるなど、社会変化に適切に対応していく必要がある。         | ○母子手帳の電子化により、こどもの成長記録の保存や各種サービスの利用、予防接種など必要な情報の入手が容易となる環境の整備をすすめる。                                                                                                                                              |                                                                                   |                  |
| ・紙媒体で母子情報を管理するなど、アナログで非効率な業務となっている。                                                          | ○市民サービス向上や効率的な情報管理のため、母子保健情報のデジタル化による効果的な運用に向けて検討する。                                                                                                                                                            |                                                                                   |                  |
| (3) こどもが適切に受診できる医療体制確保の推進                                                                    |                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                   |                  |
| ・高齢化する小児科など開業医への不安、予約が取れない、待ち時間が長いなど医療へのアクセスの悪さに対する市民からの意見が非常に多い。                            | ・高度医療機関及び中核病院との連携などにより、地域医療体制を安定的に維持する。<br>・医療機関などと連携した医療を目指す学生への支援などにより、医療人材の育成確保を図る。                                                                                                                          |                                                                                   |                  |
| 2. こども家庭への「豊かな日常」の提供                                                                         |                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                   |                  |
| (1) 安心して生み育てられるこども家庭支援の提供                                                                    |                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                   |                  |
|                                                                                              | ①各種給付や負担軽減など経済的支援の提供                                                                                                                                                                                            |                                                                                   |                  |
|                                                                                              | ・県による経済支援、国による児童手当の大幅拡充など充実が図られてきている一方で、様々な経済負担の軽減を求める意見は多く、特に飛騨地域から大学に通学できないため、高等教育に要する費用などについて負担感が重く、希望する数のこどもをもうけることを躊躇するといった声がある。<br>・所得やこどもの数などに寄らず、平等に支援して欲しい、支所地域から高校やクラブ活動に通う負担が重いので支援して欲しいといった声も一定数ある。 | ○子育てにかかる経済負担の軽減のための各種の給付や助成の充実などにより、出産や子育ての希望をかなえ、こどもや家庭が温かに見守られ、支えられる地域づくりをすすめる。 |                  |
|                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                 | ○就学前のこどもの園生活などに要する経済負担の軽減の検討をすすめる。                                                |                  |
|                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                 | ○親子の愛着形成の促進などきめ細かな子育て支援の充実により、安心してこどもを生み育てやすい地域づくりをすすめる。                          |                  |
|                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                 | ◎居住地に関わらず、安全安心に妊娠出産できるような支援をすすめる。                                                 |                  |
|                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                 | ○国による「学校給食費の無償化」の検討状況も踏まえつつ、学校給食費に係る保護者の負担軽減に取り組むとともに、学校給食の質の向上を図る。               |                  |
|                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                 | ◎市の施設や各種サービスにおける「こども料金」のあり方について、バランスや影響などを踏まえて検討する。                               |                  |

| 取組みの柱 |                           | 現状・課題                                                                                                                                                                      | 取組みの方向性（◎新規、○拡充）                                                                                                                  |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                          |
|-------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | ②                         | ②ニーズに応じたきめ細かな託児・支援サービスの提供                                                                                                                                                  |                                                                                                                                   |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                          |
|       |                           | ・従前から民間団体の一時預かりも行われてきたが、コロナ禍の収束を受け、市委託事業であるファミリーサポート事業の利用が定着し、徐々に増加している。                                                                                                   | ○共助の仕組みであるファミリーサポート事業の定着と利用促進に向け、課題の改善と利用者増に繋がる見直しを総合的にすすめる。                                                                      |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                          |
|       | (2) 家庭の就労や育ちを支える保育サービスの提供 | ・公立・私立保育園、私立幼稚園、無認可保育所など、多様な保育・幼児教育サービスが提供されている。<br>・コロナ禍からの経済回復に伴い、低年齢の頃から預けて働きたいといったニーズが増加する一方で、著しい少子化による供給量のあり方について、検討すべき時期に来ている。<br>・保育士が高齢化し、都市部との競争もあるなかで人材確保が課題である。 | ○令和8年度からの全国展開が予定される「こども誰でも通園制度」について、スムーズな開始、運用をすすめる。                                                                              |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                          |
|       |                           |                                                                                                                                                                            | ○保育や幼児教育、その他多様な託児サービスの提供とともに、必要な人材の確保・育成により、保護者が就労と子育てを両立し、こどもが豊かに育まれる環境整備を図る。                                                    |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                          |
|       |                           |                                                                                                                                                                            | ◎少子化（ニーズの縮小）を踏まえた、保育・幼児教育施設の受皿のあり方を検討する。                                                                                          |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                          |
|       |                           |                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                   |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                          |
|       | (3) 学校や家庭、地域での豊かな学びや体験の提供 | ・児童生徒への多様な学びに対するニーズへの対応、地域に対する愛着の醸成や未来に希望が持てる教育の提供が求められている。                                                                                                                | ○ICT機器を活用した高度な学習環境の提供などにより、学校における教育のデジタル化を図る。<br>○プログラミング学習や外国語指導助手（ALT）による外国語指導などの取り組みにより、デジタル化やグローバル化のすすむ社会を生き抜く力を身に付ける学びを提供する。 |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                          |
|       |                           |                                                                                                                                                                            | ○不登校児童生徒に対する多様な支援の展開などにより、幅広い学びの環境を提供する。                                                                                          |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                          |
|       |                           |                                                                                                                                                                            | ○社会科副読本の更新や地元住民の協力により、身近でわかりやすく特色のある郷土学習をすすめる。                                                                                    |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                          |
|       |                           |                                                                                                                                                                            | ○小中一貫教育の推進により、学習環境づくりに取り組む。                                                                                                       |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                          |
|       |                           |                                                                                                                                                                            | ○学校の適正規模・適正配置の検討をすすめる。<br>○学校の適正規模を考慮した整備により、学校施設の学習環境の保全と安全性や利便性の向上を図る。                                                          |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                          |
|       |                           | ・親子の豊かな学び、愛着を育む体験などの機会が求められている。                                                                                                                                            | ○親子の愛着形成を基礎とし、こどもが伸び伸びと成長でき、親子の幸福度の向上につながるような様々な体験や学習機会の充実を図る。                                                                    |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                          |
|       |                           | ・文化芸術に気軽に触れられる環境や多様な学びの機会の提供が求められている。                                                                                                                                      | ・市民主体の文化芸術活動に対する支援や学習情報の提供などにより、喜びや生きがいを感じられる機会の充実を図る。                                                                            |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                          |
|       |                           | ・楽しみながら気軽にスポーツを体感できる機会の提供が求められている。                                                                                                                                         | ・気軽に体を動かす機会の創出などにより、スポーツが身近になる環境を提供する。                                                                                            |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                          |
|       | (4) 若者が夢や誇りを持ち活動できる環境等の提供 | ①若者の地元愛が育まれ活動が活性化する支援等の提供                                                                                                                                                  | ・活動資金の支援や若者拠点(村半など)の提供などにより、若者活動の充実が図られている。<br>・若年層の減少が見込まれるなか、今後の取組みの推進が重要となる。                                                   | ・地域や事業者と連携した取り組みなどにより、若者の交流や主体的な活動を支援する。                                                                                          |                                                                                                                                                                                                          |
|       |                           |                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                   | ・多様な人材の確保・育成により、働きがいのある労働環境の整備を促進する。<br>・地域の魅力を市内外に発信するなど、地元企業との連携により、地元就職と地域への定着の促進を図る。                                          |                                                                                                                                                                                                          |
|       |                           | ②若者の結婚や定住の後押しとなる様々な環境等の提供                                                                                                                                                  | ・少子化等に関するアンケート調査結果によると、「不安定な経済動向であることなど、将来に不安を感じる社会であるから」、「働きながら子育てしやすい制度などが整っていないから」が出生率の低い理由の上位となっており、将来に何らかの不安を感じている。          | ・商品・サービスの高付加価値化やマーケティングの強化、特産品の販路拡大などの促進により、域外市場産業の成長を図る。<br>・DXの推進や最新技術の活用促進、起業・創業しやすい環境づくりなどにより、市内産業のイノベーションを誘発するとともに生産性の向上を図る。 |                                                                                                                                                                                                          |
|       |                           |                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                   | ・若い世代のであいの機会の減少などにより、将来に希望を持てないことによる未婚化、晩婚化が進むなど、少子化に拍車をかけている。                                                                    | ・飛騨3市1村の連携による結婚相談所の運営や結婚のきっかけとなる出会いの機会創出、新生活への支援などにより、結婚を後押しできる社会づくりをすすめる。                                                                                                                               |
|       |                           |                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                   | ・若者が集まり、住み続けられる環境の整備が必要となっている。                                                                                                    | ・移住する人や移住した人の想いに寄り添った暮らしへの支援により、暮らしたい、戻ってきたいと思えるまちづくりをすすめる。<br>・市内で活躍する若者等の姿、まちや職場の魅力などの情報の発信強化により、地域の成長と発展に寄与するUIJターン者の確保を図る。<br>・民間事業者と連携した移住者と地域住民との交流イベントなどにより、互いに理解し合い、協力して豊かな地域社会を築いていく環境づくりを促進する。 |
|       |                           |                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                   | ・郷土に対する誇りと先人たちの築き上げた有形無形の財産の効果的な発信が求められている。                                                                                       | ・飛騨高山の有する様々な魅力や価値の再認識と磨き上げにより、生まれ育った地域への愛着と郷土への誇りの醸成を図る。                                                                                                                                                 |
|       |                           |                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                   |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                          |

| 取組みの柱                                                   | 現状・課題                                                                                                                                                      | 取組みの方向性（◎新規、○拡充）                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3. 「誰も取り残さない」 こども家庭への支援                                 |                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                         |
|                                                         | (1) 困難を抱えるこども家庭への切れ目のない支援                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                         |
|                                                         | ① こどもへの虐待防止、悩みや不安の解消に向けた支援                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                         |
|                                                         | ・こどもを守る地域ネットワークを組織し、行政や学校、関係機関が連携して要保護児童、家庭などの支援や対応を進めている。<br>・様々な事情で親と離れて暮らすこども、母子の保護など個に応じた丁寧な支援を行っている。<br>・ヤングケアラーが社会課題となっているが、表面化しづらく、なかなか支援に結びついていない。 | ◎こども家庭相談システムの導入などにより、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図る。                                                                                                                                                     |
|                                                         | ② こどもの発達に向けた個に応じた適切な支援                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                         |
|                                                         | ・支援が必要なこどもが増加傾向にあるなか、個に応じた適切な支援を切れ目なく受けられるよう療育施設、福祉サービス事業所、相談支援事業所、医療機関などと連携して取組んでいる。                                                                      | ・学校や地域、関係団体等のサポートネットワークの整備などにより、こどもや家庭が安心して暮らせる地域づくりをすすめる。                                                                                                                                              |
|                                                         | ・市外の障がい児通園施設や医療施設を利用するこどもの保護者の交通費などの経済負担が大きく、支援の拡充を求める声が多くある。                                                                                              | ○障がい児や医療的ケア児に対する通園等助成制度について、課題を整理したうえで保護者の経済負担に配慮した見直しを検討する。                                                                                                                                            |
|                                                         | ③ 経済的に困窮するこどもや家庭に対する支援                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                         |
|                                                         | ・高校中退後、学校や相談支援機関との繋がりが途絶えてしまい、社会との接点も途切れてしまうような若者が増えている。                                                                                                   | ○県や高等学校、様々な関係機関と連携した個に寄り添った支援により、高校中退者などの社会的自立に向けたサポートの充実を図る。                                                                                                                                           |
|                                                         | ・こどもの貧困の連鎖を防止するため、困窮状況にある者の妊娠から出産、そのこどもがおとなになるまでの継続した支援が求められている。<br>・貧困を原因として、希望する進学や就職をあきらめなければならない状況があり、貧困世帯からの脱却が困難になっている。                              | ○これまでの地域コミュニティや民間団体が果たしてきた役割や自主性を踏まえ、困窮家庭に対する様々な支援について検討する。<br>・孤独・孤立や生活困窮などへの支援体制の強化により、暮らしの中で直面する様々な課題に対し、寄り添いながら包括的で効果的な支援をすすめる。<br>◎多くの機関が連携しながら相談や支援につなげる重層的支援体制の構築により、複雑化した生活課題への対応や市民生活の不安解消を図る。 |
|                                                         | ・安心して生活ができる住宅環境が求められている。                                                                                                                                   | ・危険な空き家の除去や活用可能な空き家の利用促進により、市民の安全な生活環境の保全を図る。<br>○市営住宅の適正な配置により、住宅に困窮する市民へ安定的な住環境の提供を行う。                                                                                                                |
|                                                         | (2) ひとり親家庭の自立促進に向けた積極的な支援                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                         |
|                                                         | ・ひとり親家庭の半数近くが、相対的貧困(中央値の半分以下)に該当するとの全国的な調査結果があり、ひとり親による子育てには、様々な面での困難さが伴う。                                                                                 | ○高校進学など節目に合わせたひとり親家庭に対する支援など、こどもが安心して学べる環境の整備を検討する。                                                                                                                                                     |
|                                                         | ・離婚時に養育費や面会交流の取り決めがなされないことが多く、ひとり親家庭の生活不安、こどもの権利の侵害などに繋がっている。                                                                                              | ○ひとり親の家事育児などのサポートの充実をすすめる。<br>○離婚後も親としての責任を果たし、こどもが健やかに育まれるようにするため、離婚時の養育費などの取り決めを促進するための支援を検討する。                                                                                                       |
| (3) 多様性を有するこども家庭への温もりある支援                               |                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                         |
| ・労働力不足などに伴い、外国人材の受入れ事業者が増加し、外国人の親子や外国ルーツのこどもなどが増加傾向にある。 | ◎在住外国人への暮らしに必要な様々なサポートや外国人材受入事業者への支援などにより、異なる文化を持つ人々が互いに安心して暮らせる環境づくりに取り組む。                                                                                |                                                                                                                                                                                                         |
| 4. こどもの「権利擁護」の周知啓発                                      |                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                         |
|                                                         | ・いじめ、DV、児童虐待など、こどもの権利が守られない実態がある。<br>・子どもの権利条約、こども基本法などについて、十分知られていない。                                                                                     | ○こどもの権利について、市民全体への周知や理解促進をすすめる。                                                                                                                                                                         |
| 5. こどもの「意見反映」と参画促進                                      |                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                         |
|                                                         | ・こども基本法に基づき、こどもに関わることは当事者であるこどもの意見を聴き、反映することが義務化された。                                                                                                       | ◎こどもがまちづくりに参画する仕組みを整えるなど、こどもの意見が反映される社会をつくることにより、将来の社会の担い手の育成をすすめる。                                                                                                                                     |
| 6. 「官民連携」によるこども家庭の施策推進                                  |                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                         |
|                                                         | ・子育ては点でなく、面で支える必要があり、地域の様々な人が相互に連携し、協働でこども家庭をサポートできるような仕組みづくりや取組みの実施、そのための情報共有が重要となる。                                                                      | ○誰もが必要な情報を容易に得られ、相談や仲間づくりができるよう、きめ細かに情報発信や交流をすすめることにより、まちづくりへの理解や関心の醸成、参加の促進を図る。<br>○戦略的な情報発信により、伝わる広報の実現を図る。<br><br>○住民、町内会、市民活動団体、学校、事業者など、地域づくりの様々な担い手の協働を促進することにより、地域課題に取り組む環境整備をすすめる。              |

※複数の区分に該当する取組みの方向性もあるが、より関わりの大きい方へと記載するのとし、再掲は行わない。